

福島環境局の取組状況について

2026年7月7日



環境省 福島環境局

福島環境局の業務と体制

放射性物質汚染対処特別措置法(2012年1月全面施行)

- ・ 除染等の措置、汚染された廃棄物等の処理 等
- ・ 対象地域: 福島県、宮城県、岩手県の27市町村

中間貯蔵・環境安全事業株式会社法(2014年12月施行)

- ・ 除去土壌等の中間貯蔵施設の整備 等
- ・ 中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分を規定

(2012年1月 福島環境再生事務所を開所 → 2017年7月 福島地方環境事務所に改組 → 2026年7月 福島環境局に改組)



環境再生プラザ

(福島県と協働)除染等に関する情報の発信、専門家派遣等

リプルンふくしま

特定廃棄物埋立処分事業に関する情報の発信、体験学習

中間貯蔵事業情報センター

中間貯蔵事業、除去土壌等の再生利用及び県外最終処分をはじめとする福島の復興・環境再生の取組の発信

ながどろひろば

(花の里ながどろ環境再生情報ひろば)

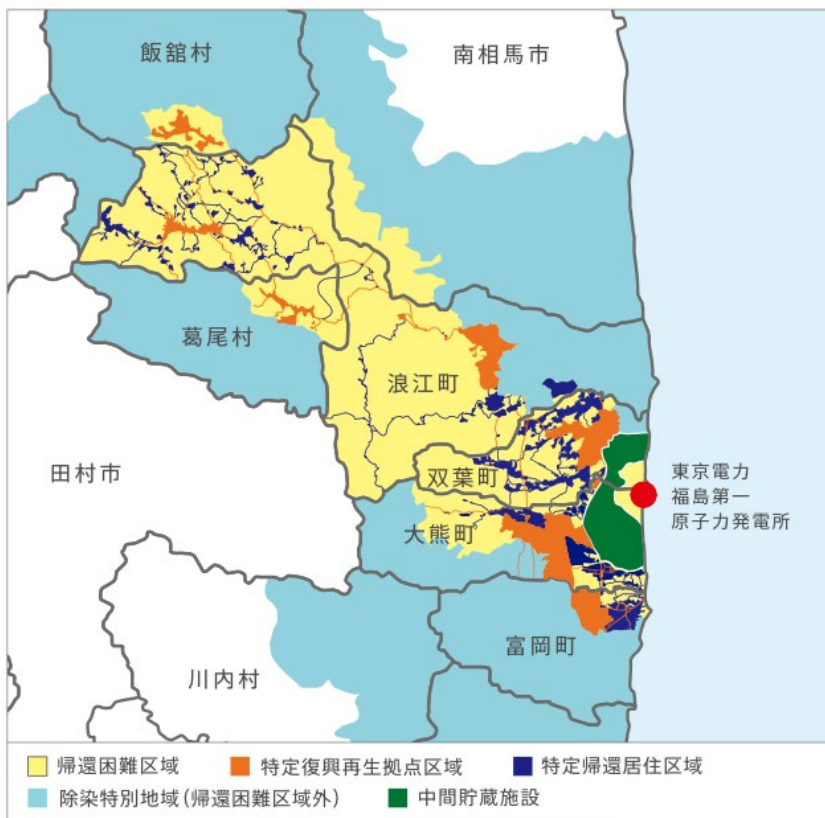
飯舘村長泥地区で実施する環境再生事業に関する情報の発信、交流拠点

放射線リスクコミュニケーション 相談員支援センター

相談員の活動を支援(研修・専門家派遣など)

帰還困難区域における取組 (特定帰還居住区域の除染・家屋解体等)

- 福島復興再生特別措置法に基づき、市町村長が拠点区域外において避難指示解除による住民の帰還及び帰還後の生活の再建を目指す**特定帰還居住区域**を設定できる制度を創設。
- 2023年9月に大熊町、双葉町において区域が認定され、同年12月より家屋等の解体・除染等に着手。
- 2023年12月に浪江町において区域が認定され2024年6月より、2024年2月に富岡町において区域が認定され同年9月より家屋等の解体・除染等に着手。
- 2025年3月に南相馬市、同年7月に葛尾村において区域が認定され、南相馬市は2026年4月より家屋等の解体・除染等に着手、葛尾村は着手に向け準備中。



◇特定帰還居住区域での除染工事の進捗状況(2026年5月末時点)

市町村名	認定日	着工日	計画期間	除染対象面積 (ha)	除染完了面積 (ha)
大熊町	2023. 9.29	2023.12.20	2029.12.31まで	472	200
	2024.2.2 (変更)				
	2026.3.24 (変更)				
双葉町	2023.9.29	2023.12.20	2029.12.31まで	530	69
	2024.4.23 (変更)				
	2026.2.13 (変更)				
浪江町	2024.1.16	2024.6.20	2029.12.31まで	828	365
	2025.3.18 (変更)				
富岡町	2024.2.16	2024.9.5	2029.12.31まで	148	75
	2026.2.13 (変更)				
南相馬市	2025.3.18	2026.4.6	2029.12.31まで	4	0
葛尾村	2025.7.29	未定	2029.12.31まで	6	着工前
	2026.3.24 (変更)				
合 計				1,988	709

※除染対象面積は、特定帰還居住区域のうち、仮置場、生活圏から20m以上離れた森林等を除く面積です。
※四捨五入の関係により、合計が一致しない場合があります。

福島県内の仮置場の原状回復の進捗状況

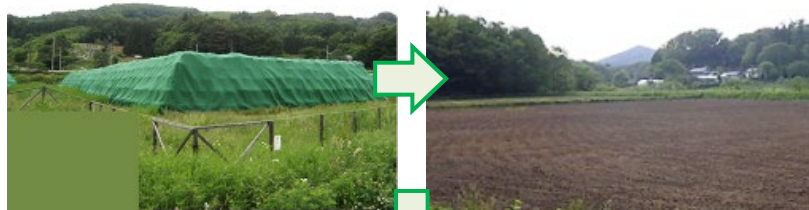
- 搬出が完了した仮置場については、従前の土地利用形態や跡地利用計画を元に、回復方法について土地所有者や地元市町村等とも調整しながら、順次原状回復を実施し、土地所有者に返地。
- 2025年度は27箇所を返地。

【搬出・原状回復のイメージ】

中間貯蔵施設等への搬出・仮置場の原状回復

仮置場での保管

原状回復完了

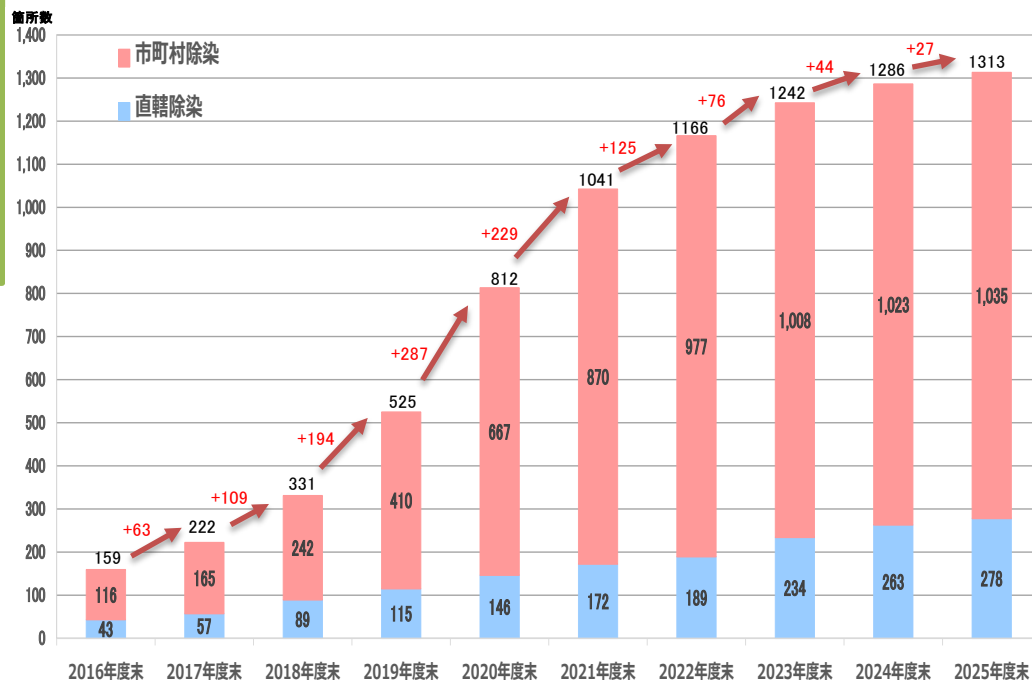


地権者等による営農再開



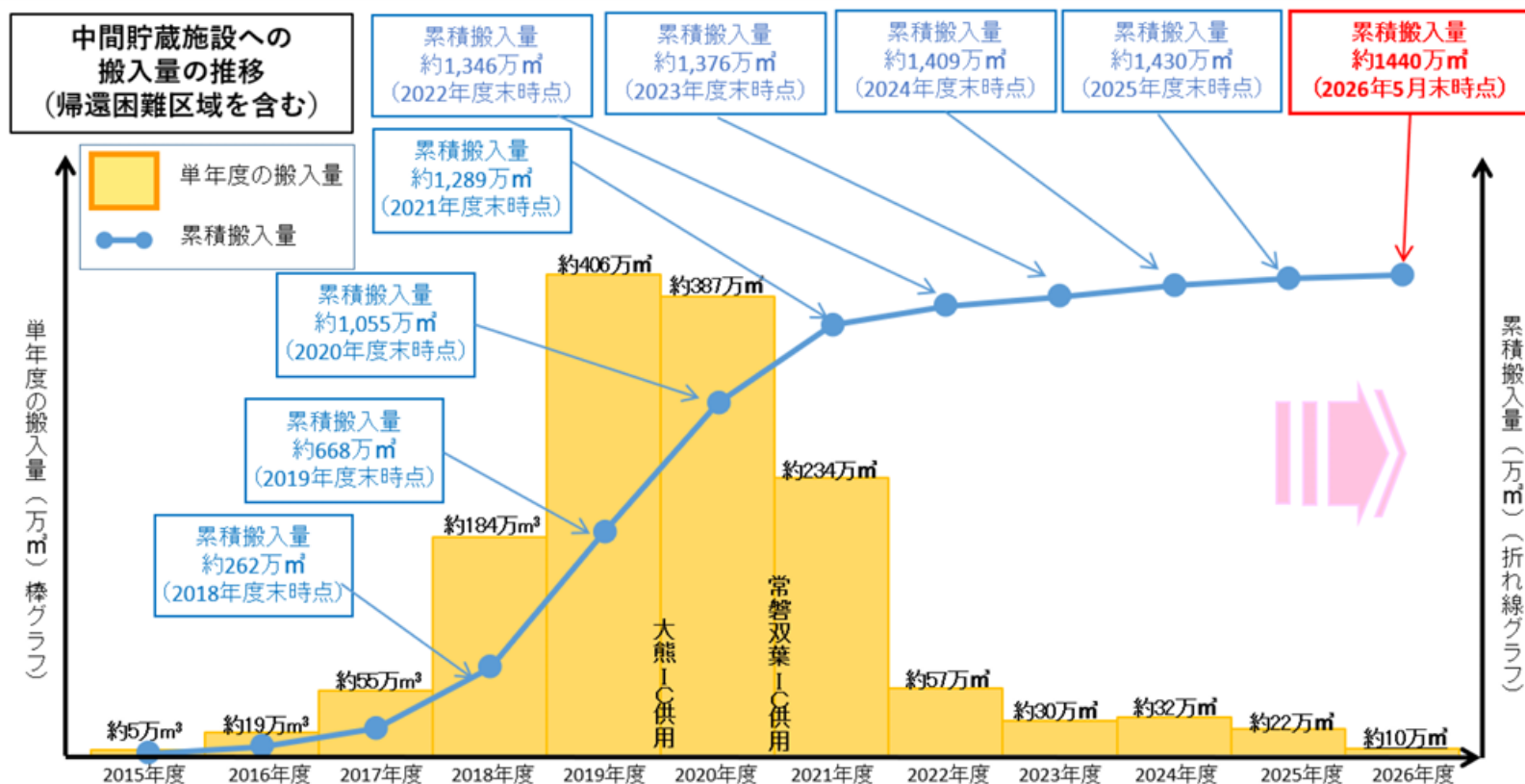
【返地した仮置場数の累計(箇所)】

仮置場等の総数 1,372箇所
うち国直轄 331箇所
うち市町村管理 1,041箇所



中間貯蔵施設に係る輸送の状況

- 中間貯蔵施設への搬入にあたっては、安全を第一に、地域の理解を得ながら、輸送を実施する。
- 輸送は2014年度末より開始し、福島県内の除染で発生した除去土壌等について、帰還困難区域を除き2021年度末までに中間貯蔵施設へ概ね搬入完了するという目標を達成。
- これまでに約1,440万 m^3 の除去土壌等(帰還困難区域を含む)を中間貯蔵施設へ搬入した。(2026年5月末時点)
- R8年度輸送予定量: 約44.8万 m^3 。(直送を含む)
- 6市町村について、特定復興再生拠点・特定帰還居住区域分を含む土壌を搬出中。
※南相馬市・富岡町・大熊町・双葉町・浪江町・飯舘村



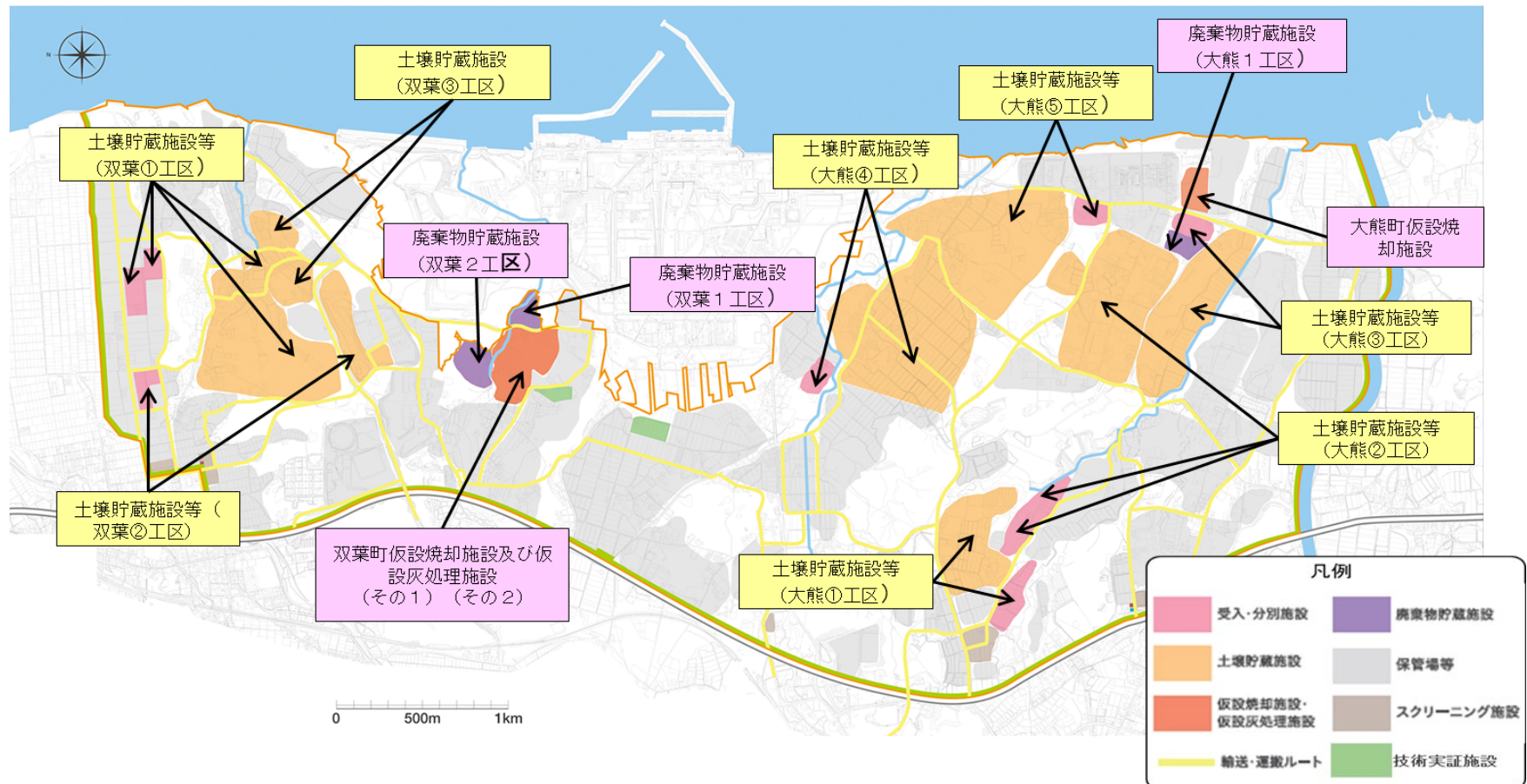
(注) 端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※区域別の累積搬入量(2026年4月末時点)

累積搬入量全体 : 約1,436万 m^3
 うち特定復興再生拠点区域由来の搬入量 : 約156万 m^3
 特定帰還居住区域由来の搬入量 : 約230,911 m^3

中間貯蔵施設の概要

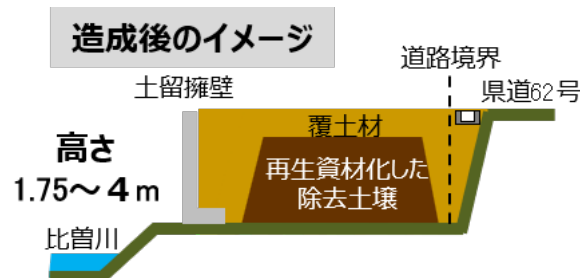
- 中間貯蔵施設とは、福島県内の除染により発生した除去土壌や廃棄物、10万Bq/kgを超える焼却灰等について、中間貯蔵開始後（2015年3月～）30年以内の県外最終処分までの間、安全かつ集中的に管理・保管するための施設。
- **施設整備に当たっては、大変重いご決断で大熊町・双葉町に受け入れを容認いただいた。**引き続き、安全第一を旨として、中間貯蔵施設事業に取り組む。
- 中間貯蔵施設区域は約1,600ha（渋谷区とほぼ同じ面積）。



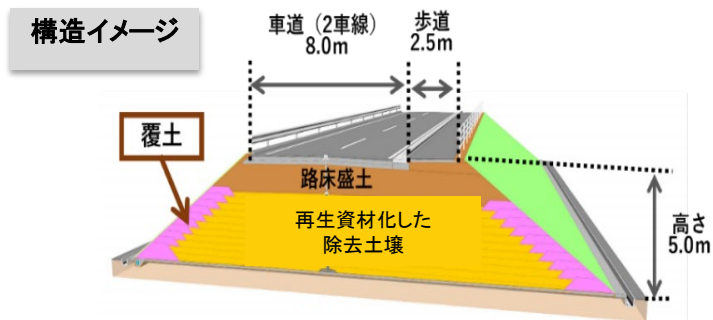
福島県内における再生利用実証事業

- 2018年4月に計画認定された飯舘村の「特定復興再生拠点区域」において、除染による発生土(除去土壌)を再生資材化して盛土材として使用し、その上に覆土をして、**農地造成**の実証事業を実施中。
- 2021年4月から約22haの大規模な農地造成に着手し、水田試験等を実施。
- さらに、2022年10月から中間貯蔵施設内において**道路盛土**の実証事業を実施中。
- これまで**実証事業を通じて放射線に関する安全性等を確認**。
- 2025年3月に実証事業等で得られた知見や国内外の有識者からの助言等を踏まえ、再生利用に係る基準等を策定。

◇飯舘村長泥地区での農地造成実証事業



◇中間貯蔵施設内（大熊町）での道路盛土実証事業



復興再生利用等に係る理解醸成について

- 全国的な理解醸成に向けて、次世代向けの理解醸成（大学等での講義、現地WS等）、現地見学会、WEBメディアを活用した情報発信、除去土壌を用いた鉢植え・プランターの設置を始めとした各種取組を展開中。
- 中間貯蔵施設や飯舘村長泥地区の環境再生事業の現地視察会を実施中。2025年3月に中間貯蔵事業情報センターを、4月に飯舘村長泥地区に広報施設（ながどろひろば）を新たに開所し、情報発信と現地視察の受入体制を強化。
- その他、復興再生利用の安全性・必要性等を分かりやすく説明したチラシ・ポスター等も新たに作成・発信する等、国民や関係機関等への理解醸成の更なる取組を展開。

中間貯蔵事業情報センター



（2025年3月15日開所、福島県大熊町 CREVAおおくま内）

ながどろひろば



（2025年4月25日開所、福島県飯舘村長泥地区内）

現地見学



（飯舘村長泥地区の環境再生事業）

大学等での講義



WEBメディアを活用した情報発信



除去土壌を用いた鉢植え等の設置

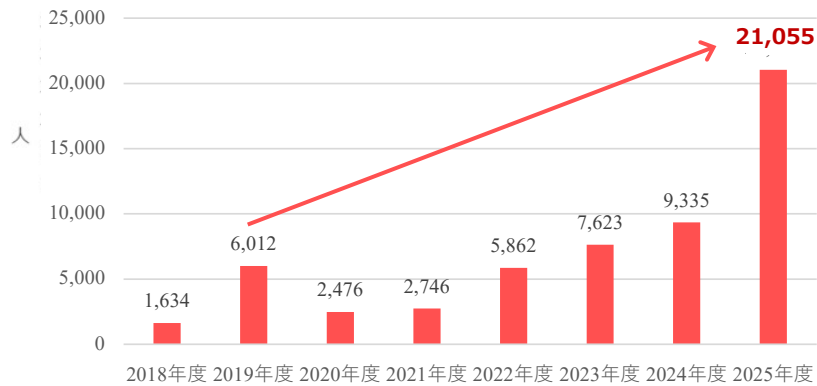


（2026年3月末時点で25施設に設置済み）

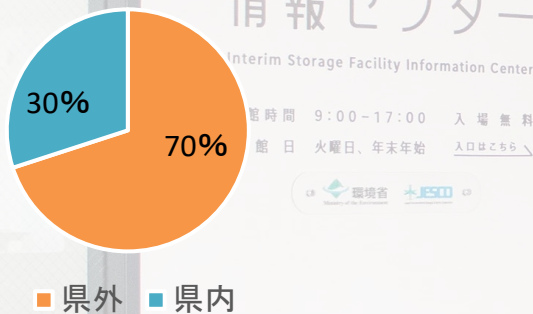
中間貯蔵施設・ながどろひろばの見学の状況について

中間貯蔵施設

中間貯蔵施設・中間貯蔵事業情報センター視察者数の推移



視察者の属性

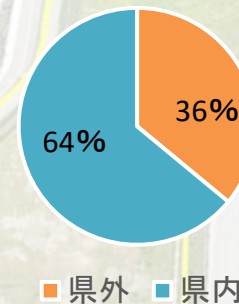


ながどろひろば

長泥地区環境再生事業視察者数の推移



視察者の属性

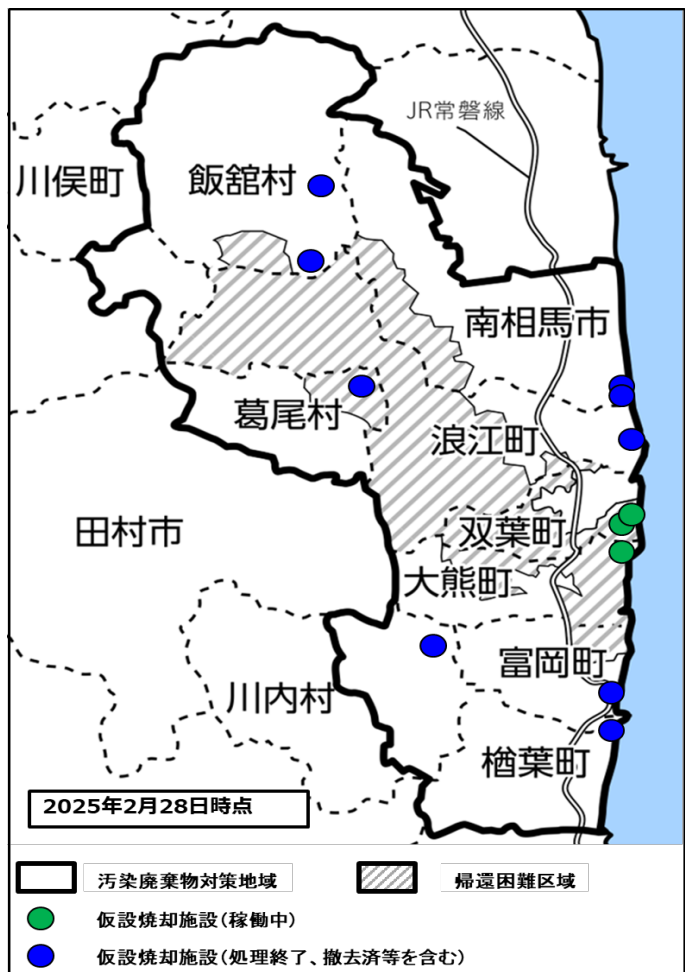


- 2025年春の「中間貯蔵事業情報センター」及び「ながどろひろば」の開所に伴い、いずれの施設も前年度より約2倍程度視察者が増加している。
- 中間貯蔵事業情報センターは駅隣接の立地条件と周辺の震災伝承関連施設と連携した相乗効果で集客数増加を実現。ながどろひろばは公共交通機関の不存在や冬季道路状況もあるが、県外、県内ともに視察者数は増加傾向にある。

特定廃棄物の処理 (国直轄による福島県(対策地域内)における仮設焼却施設の設置状況)

廃棄物の減容化や性状の安定化を図るため、9市町村(12施設)に仮設焼却施設を設置。

2026年4月末時点で、約161万トン(除染廃棄物を含む)を各仮設焼却施設で処理。



立地地区	進捗状況	処理能力	処理済量 (2026年4月末時点)
大熊町	稼働中(2017年12月より)	200トン/日	約129,000トン(約64,000トン)
双葉町その1	稼働中(2020年3月より)	150トン/日	約160,000トン(約25,000トン)
双葉町その2	稼働中(2020年4月より)	200トン/日	約89,000トン(約11,000トン)
浪江町	運営終了(2025年2月)	300トン/日	約349,000トン(約219,000トン)
葛尾村	運営終了(2021年3月)	200トン/日	約131,000トン(約37,000トン)
飯舘村(蔵平地区)	運営終了(2021年2月)	240トン/日	約257,000トン(約54,000トン)
南相馬市2	運営終了(2020年3月)	200トン/日	約65,000トン(約1,000トン)
南相馬市1	運営終了(2019年6月)	200トン/日	約149,000トン(約90,000トン)
楢葉町	運営終了(2019年3月)	200トン/日	約77,000トン(約32,000トン)
富岡町	運営終了(2018年8月)	500トン/日	約155,000トン(約55,000トン)
飯舘村(小宮地区)	運営終了(2017年3月)	5トン/日	約2,900トン(約2,900トン)
川内村	運営終了(2016年2月)	7トン/日	約2,000トン(約2,000トン)

※処理済量については、除染廃棄物も含み、()内はうち災害廃棄物等の処理済量。
 ※川俣町、田村市分については、既存の処理施設で処理済(約40,000トン(除染廃棄物含む))。

管理型処分場を活用した特定廃棄物埋立処分事業の状況

- 特定廃棄物埋立処分事業について、2017年11月17日に特定廃棄物等を搬入開始。2023年10月31日で約6年間の特定廃棄物の埋立が完了。双葉郡8町村の生活ごみの埋立ては、今後も継続。
- 2026年5月末時点、累計296,957袋を搬入。
- 搬入開始前後のモニタリング結果において、空間線量率等の特異的な上昇は見られていない。

※特定廃棄物とは、対策地域内廃棄物と指定廃棄物を指す。

これまでの経緯

- 2013.12.14 国が福島県・富岡町・楡葉町に受入れを要請
- 2015.12. 4 県・富岡町・楡葉町から国に対し、事業を容認する旨、伝達
- 2016. 4.18 管理型処分場(旧エコテッククリーンセンター)を国有化
- 2016. 6.27 国と県、両町との間で安全協定を締結
- **2017.11.17 搬入開始**
- 2018. 8.24 特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」開館
- 2019. 3.20 特定廃棄物等固型化処理施設稼働
- 2023.10.10 セメント固型化処理施設での廃棄物の処理完了
- **2023.10.31 特定廃棄物の搬入完了**
- 2025. 6.30 特定廃棄物等固型化処理施設の解体終了

埋立対象物・搬入期間

- 対策地域内廃棄物等(10万Bq/kg以下):約6年
 - 福島県内の指定廃棄物(10万Bq/kg以下):約6年
 - 双葉郡8町村の生活ごみ:約10年
 - なお、10万Bq/kg超は中間貯蔵施設に搬入
- ※2012年4月に帰還困難区域に指定された地域からのものを除く。

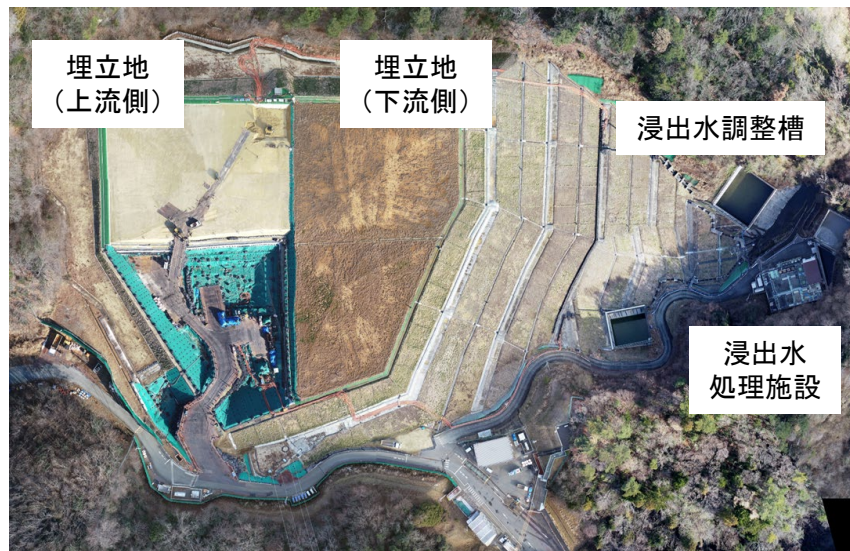
関連施設について



セメント固型化処理施設(解体中)



特定廃棄物埋立情報館
「リプルンふくしま」



特定廃棄物埋立処分施設(2026年1月撮影)

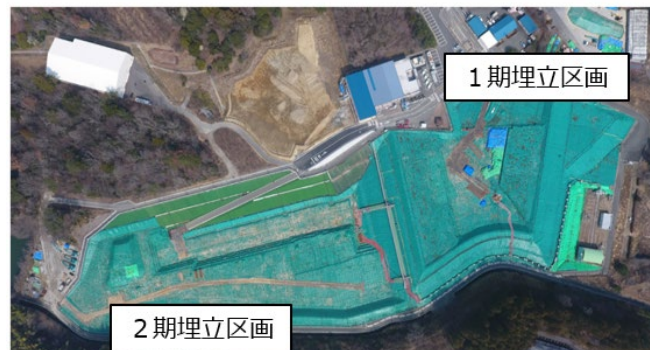
クリーンセンターふたばを活用した埋立処分

- 福島県内では、双葉郡の住民の生活や、特定復興再生拠点区域の整備事業から生じる廃棄物等の処分先の確保が課題。
- 双葉郡の復興を加速化するため、双葉地方広域市町村圏組合が所有する管理型処分場「クリーンセンターふたば」をこれらの廃棄物の最終処分場として使用すること等について、同組合、福島県及び環境省との間で合意し、2019年8月5日に、基本協定を締結。
- 環境省において、2020年12月から整備工事を実施。2023年6月1日より廃棄物の搬入開始。これまでに36,793袋を搬入済み（2026年5月末現在）。



最終処分する廃棄物の種類

- ① 双葉郡内の住民の日常生活に伴って生じたごみその他の一般廃棄物
- ② 双葉郡内において実施されるインフラ整備等の各種事業活動に伴って生じた産業廃棄物及び事業系一般廃棄物
- ③ 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に従って行う被災建物等解体撤去等に伴って生じた特定廃棄物



【クリーンセンターふたばについて】

- 設置場所 大熊町小入野(こいりの)
- 設置者 双葉地方広域市町村圏組合
- 東日本大震災前まで、産業廃棄物最終処分場及び双葉郡の一般廃棄物最終処分場として活用されてきた。

現況写真（2026年3月撮影）

福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた 再生利用等推進会議について

- 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、除去土壌の復興再生利用等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するため、閣僚会議（福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議）を2024年12月に設置。
- 第2回を2025年5月に開催し、「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する基本方針」を策定。
- 第3回を2025年8月に開催し、当面5年程度で取り組む事項をとりまとめた「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ」を決定。
- 県外最終処分に向けた取組を段階的かつ確実に実施できるよう、本閣僚会議を年に1回程度開催し、進捗状況を継続的に確認する。

<第3回会議の様子>

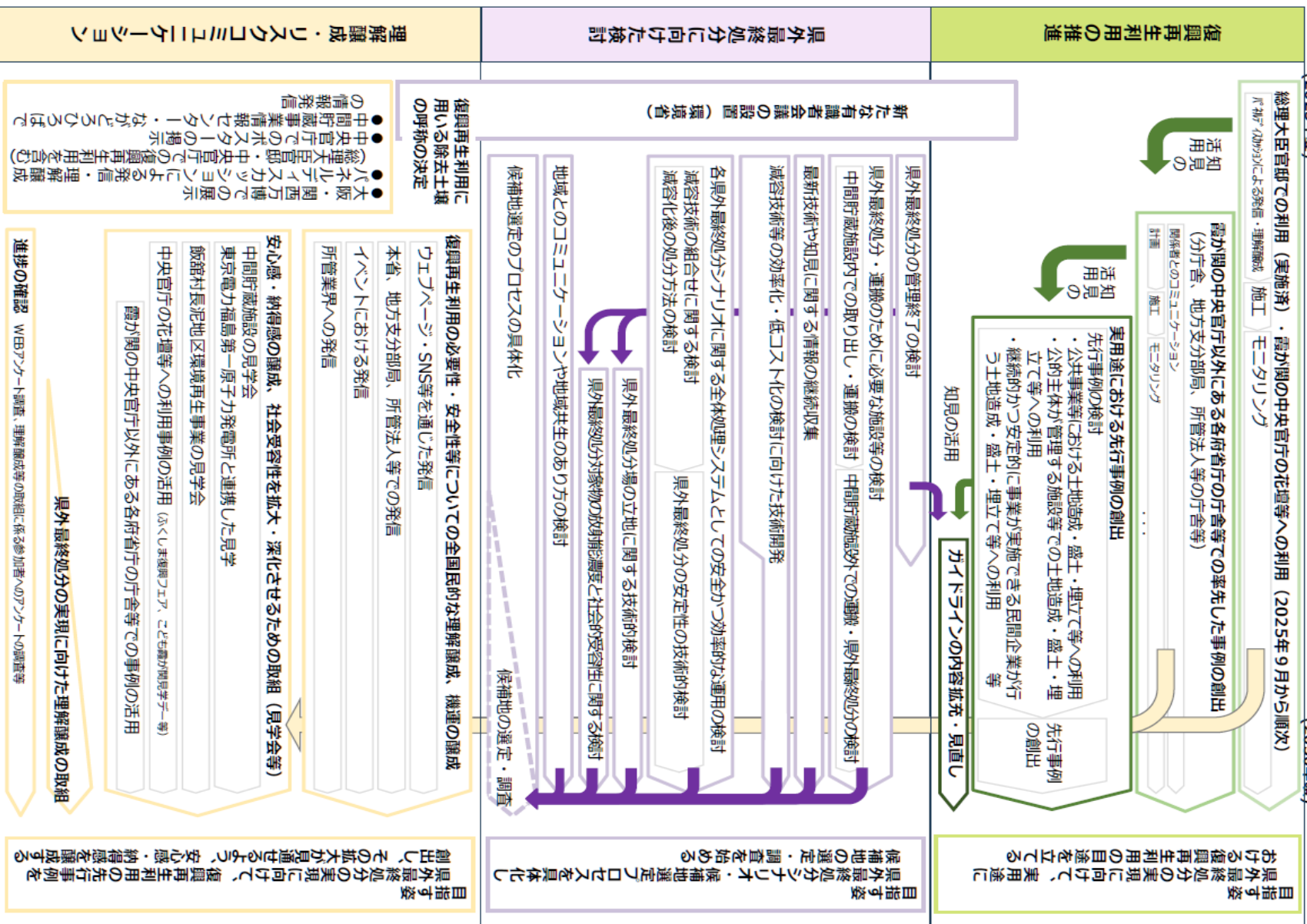


福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた 復興再生利用等の推進に関するロードマップ

(当面5年程度)

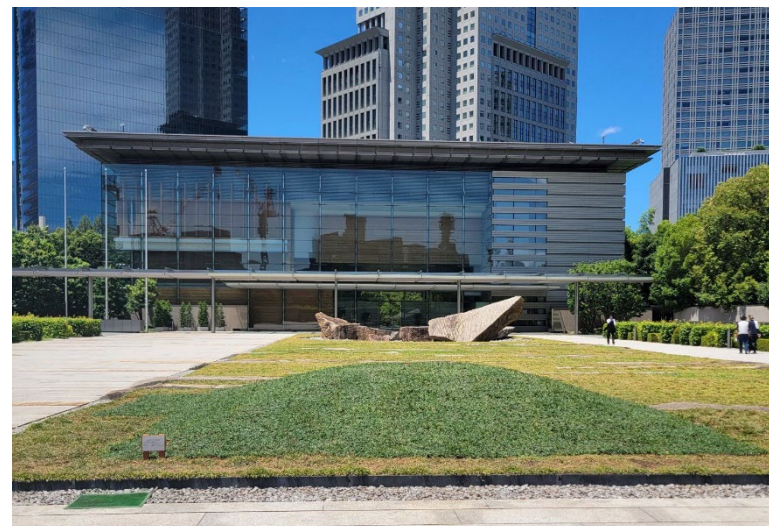
令和7年8月26日 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議決定

(2030年頃)

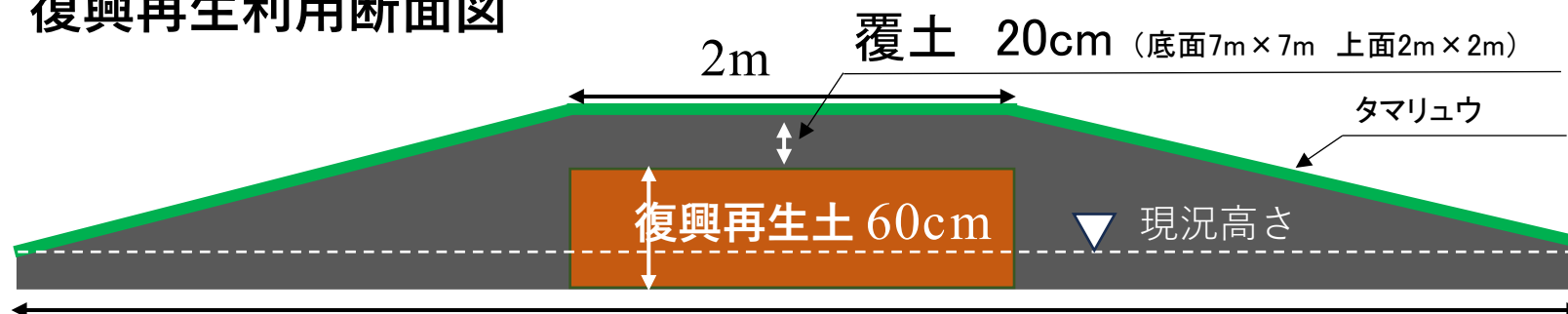


- 施工日：2025年7月19日、20日
- 施工面積：7m × 7m
- 除去土壌：2m × 2m × 60cm 約2m³
- 除去土壌の飛散流出防止措置
：覆土20cm
- 復興再生利用の実施個所で
あることを表示
- 施工前(7/18)の放射線量：0.07～0.10μSv/時
- 2025年8月22日の放射線量：0.11μSv/時
→人体への影響を無視できるレベル

施工後の様子



復興再生利用断面図



霞が関の中央官庁の花壇等への復興再生利用（令和7年）

中央合同庁舎第3号館
正門駐車場花壇
(国土交通省、
海上保安庁)



9/20,21
施工

中央合同庁舎第6号館
北側駐車場
の花壇
(法務省、
検察庁他)



9/24,25,26
施工

外務省 南庁舎入口の盛土



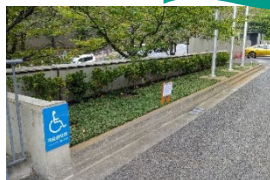
10/11,12,13
施工

中央合同庁舎第2号館
中庭花壇
(総務省、
警察庁、
消防庁他)



9/20,21
施工

中央合同庁舎第8号館
正面玄関
駐車場花壇
(内閣官房、
内閣府)



9/27,28
施工

中央合同庁舎第1号館
正面玄関前花壇
(農林水産省、
林野庁、水産庁)



10/4
施工

中央合同庁舎第4号館
駐車場前
花壇
(復興庁、
財務省、
内閣府他)



9/14,15
施工

経済産業省総合庁舎
中庭駐車場
前花壇



9/13,14,15
施工

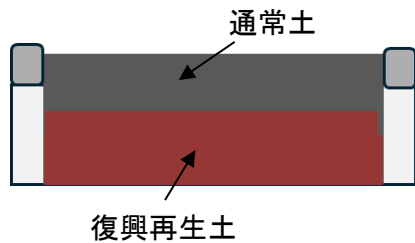
中央合同庁舎第5号館
サンクン
ガーデン
(環境省、
厚生労働省)



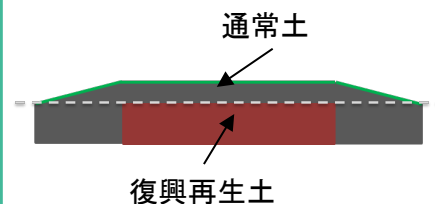
9/13,14,15
施工

防衛省・最高裁判所の花壇等への復興再生利用（令和8年4月25日施工）

防衛省市ヶ谷地区
厚生棟前植樹帯



最高裁判所 正門側緑地帯



霞が関の
中央官庁